

三重県警察の組織に関する条例

昭和四十一年三月三十日
三重県条例第六号

改正 昭和四一年 七月 五日 三重県条例第三四号 昭和四三年 七月 三〇日 三重県条例第二九号
昭和四五年 七月 三日 三重県条例第二三三号 昭和四九年 八月 二日 三重県条例第四号
昭和五一年 三月 二九日 三重県条例第四〇号 昭和五一年一〇月 五日 三重県条例第五六号
昭和五二年 三月 二八日 三重県条例第二一〇号 昭和五三年一二月 二二日 三重県条例第四六号
昭和五五年 三月 三一日 三重県条例第二六八号 昭和五五年 九月 三〇日 三重県条例第三八号
昭和五七年一〇月 一日 三重県条例第二九三号 昭和五八年 三月 一八日 三重県条例第一三三号
昭和六二年一〇月 六日 三重県条例第三三八号 平成 三年 九月 二七日 三重県条例第二八号
平成 四年 三月 二七日 三重県条例第五七号 平成 四年 六月 三〇日 三重県条例第二七号
平成 四年 九月 三〇日 三重県条例第三六〇号 平成 六年一〇月 一日 三重県条例第四〇号
平成 八年一〇月 一一日 三重県条例第三四八号 平成一五年一〇月 一五日 三重県条例第四八号
平成一六年 六月 二五日 三重県条例第四五一号 平成一七年 三月 二八日 三重県条例第三一〇号
平成一七年一二月 二七日 三重県条例第一〇九号 平成一八年 三月 二八日 三重県条例第三九号
平成一八年一二月 二六日 三重県条例第八一〇号 平成一九年 三月 二〇日 三重県条例第四一〇号
平成一九年 七月 四日 三重県条例第六一七号 平成二〇年一〇月 二四日 三重県条例第四七号
平成二一年 七月 六日 三重県条例第四九号

三重県警察の組織に関する条例をここに公布する。

三重県警察の組織に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十七条第四項及び第五十三条第四項の規定に基づき、三重県警察本部の内部組織並びに警察署の名称、位置及び管轄区域について必要な事項を定めるものとする。

(本部の内部組織)

第二条 三重県警察本部に、次の五部を置く。

警務部

生活安全部

刑事部

交通部

警備部

一部改正〔昭和五一年条例四〇号・平成六年四〇号〕

(警務部の所掌事務)

第三条 警務部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公安委員会の庶務に関すること。
- 二 機密に関すること。
- 三 公印の管守に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 事務能率の増進に関すること。
- 六 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 情報の公開に関すること。
- 九 個人情報の保護に関すること。
- 十 予算、決算及び会計に関すること。
- 十一 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- 十二 会計の監査に関すること。
- 十三 人事、定員及び給与に関すること。
- 十四 福利厚生に関すること。
- 十五 警察教養及び監察に関すること。
- 十六 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 十七 犯罪被害者等給付金に関すること。
- 十八 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。
- 十九 警察装備に関すること。
- 二十 留置施設に関すること。
- 二十一 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属しない事務に関すること。
一部改正〔昭和五五年条例二六号・三八号・平成六年四〇号・一七年三一号・一九年四号・二〇年四七号・二一年四九号〕

（生活安全部の所掌事務）

第四条 生活安全部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- 二 地域警察に関すること。
- 三 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。
- 四 犯罪の予防に関すること。
- 五 少年の非行防止に関すること。
- 六 保安警察に関すること。

追加〔平成六年条例四〇号〕

（刑事部の所掌事務）

第五条 刑事部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に関すること。
- 二 国際捜査共助に関すること。
- 三 犯罪鑑識に関すること。
- 四 犯罪統計に関すること。
- 五 暴力団対策に関すること。
- 六 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 七 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 犯罪による収益の移転防止に関すること。

一部改正〔昭和五一年条例四〇号・五五年三八号・平成四年五号・六年四〇号・一七年三一号・一九年六一号〕

（交通部の所掌事務）

第六条 交通部においては、交通警察に関する事務をつかさどる。

（警備部の所掌事務）

第七条 警備部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備警察に関すること。
- 二 警備実施に関すること。
- 三 機動隊に関すること。
- 四 災害警備に関すること。
- 五 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 六 警衛及び警護に関すること。

追加〔平成六年条例四〇号〕

（警察署の名称、位置及び管轄区域）

第八条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成六年条例四〇号〕

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、三重県警察の組織に関し必要な事項は、三重県公安委員会が定める。

一部改正〔平成六年条例四〇号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和二十九年三重県条例第五十一号）

三重県警察本部の組織に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十一号）

附 則（昭和四十一年七月五日三重県条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年五月一日から適用する。

附 則（昭和四十三年七月三十日三重県条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月十五日から適用する。

附 則（昭和四十五年七月三日三重県条例第二十三号）

この条例は、一志郡久居町を市とする処分の効力が生ずる日から施行する。（後略）

附 則（昭和四十九年八月二日三重県条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十九日三重県条例第四十号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年十月五日三重県条例第五十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月二十八日三重県条例第二十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年十二月二十二日三重県条例第四十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月三十一日三重県条例第二十六号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年九月三十日三重県条例第三十八号）

この条例は、昭和五十五年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（第十三号の次に一号を加える部分に限る。）は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年十月一日三重県条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月十八日三重県条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年十月六日三重県条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年九月二十七日三重県条例第二十八号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日三重県条例第五号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年六月三十日三重県条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月三十日三重県条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年十月一日三重県条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十月十一日三重県条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年十月十五日三重県条例第四十八号）

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月二十五日三重県条例第四十五号）

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県条例第三十一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十七年三月三十一日までに三重県員弁警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続は、それぞれ三重県いなべ警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。
- 3 平成十七年三月三十一日までに三重県津警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続のうち三重県久居警察署の管轄区域に属することとなるものについては、それぞれ三重県久居警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。
- 4 平成十七年三月三十一日までに三重県久居警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続のうち三重県松阪警察署の管轄区域に属することとなるものについては、それぞれ三重県松阪警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。
- 5 平成十七年三月三十一日までに三重県上野警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続（次項に掲げるものを除く。）は、それぞれ三重県伊賀警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。
- 6 平成十七年三月三十一日までに三重県上野警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続のうち三重県名張警察署の管轄区域に属することとなるものについては、それぞれ三重県名張警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。

（三重県警察署協議会条例の一部改正）

- 7 三重県警察署協議会条例（平成十三年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十七年十二月二十七日三重県条例第百一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例中第一条並びに次項、附則第四項、第六項及び第七項の規定は平成十八年一月一日から、第二条並びに附則第三項、第五項、第八項及び第九項の規定は同月十日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十七年十二月三十一日までに三重県久居警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続は、それぞれ三重県津南警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。
- 3 平成十八年一月九日までに三重県鵜殿警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続は、それぞれ三重県紀宝警察署長によりなされた処分その他の手続及び同署長に対してなされた申請、申告その他の手続とみなす。

（三重県警察署協議会条例の一部改正）

4 三重県警察署協議会条例（平成十三年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十六日三重県条例第八十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第四号）

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十九年七月四日三重県条例第六十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十四日三重県条例第四十七号）

この条例は、平成二十年十二月十八日から施行する。

附 則（平成二十一年七月六日三重県条例第四十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第八条関係）

名称	位置	管轄区域
三重県 桑名警察署	桑名市	桑名市及び桑名郡の全区域
三重県 いなべ警察署	いなべ市	いなべ市及び員弁郡の全区域
三重県 四日市北警察署	四日市市	四日市市のうち、富田浜町、富田浜元町、浜園町、東茂福町、茂福町、南富田町、大字茂福、東富田町、富田一丁目、富田二丁目、富田三丁目、富田四丁目、富田一色町、富州原町、松原町、平町、住吉町、天カ須賀一丁目、天カ須賀二丁目、天カ須賀三丁目、天カ須賀四丁目、天カ須賀五丁目、天カ須賀新町、富双一丁目、富双二丁目、大矢知町、大矢知新町、下さざらい町、下之宮町、川北一丁目、川北二丁目、川北三丁目、川北町、松寺一丁目、松寺二丁目、松寺三丁目、蒔田一丁目、蒔田二丁目、蒔田三丁目、蒔田四丁目、西富田町、富田栄町、西富田二丁目、西富田三丁目、十志町、垂坂町、東垂坂町、南垂坂町、垂坂新町、平津町、平津新町、萱生町、中村町、千代田町、伊坂町、伊坂台一丁目、伊坂台二丁目、伊坂台三丁目、山村町、黄金町、広永町、山分町、あかつき台一丁目、あかつき台二丁目、あかつき台三丁目、あかつき台四丁目、あかつき台五丁目、あかつき台六丁目、朝明町、山城町、札場町、北山町、西大鐘町、大鐘町、あさけが丘一丁目、あさけが丘二丁目、あさけが丘三丁目、八千代台一丁目、八千代台二丁目、八千代台三丁目、西坂部町、南坂部町、東坂部町、三重一丁目、三重二丁目、三重三丁目、三重四丁目、三重五丁目、三重六丁目、三重七丁目、三重八丁目、九重九丁目、生桑町、坂部が丘一丁目、坂部が丘二丁目、坂部が丘三丁目、坂部が丘四丁目、坂部が丘五丁目、山之一色町、坂部台一丁目、坂部台二丁目、小杉町、小杉新町、東ヶ谷、大谷台一丁目、大谷台二丁目、みゆきヶ丘一丁目、みゆきヶ丘二丁目、阿倉川新町、大字西阿倉川、大字東阿倉川、阿倉川町、万古町、三ツ谷町、三ツ谷東町、八田一丁目、八田二丁目、八田三丁目、白須賀一丁目、白須賀二丁目、白須賀三丁目、富士町、霞一丁目、霞二丁目、金場町、羽津町、城山町、

		羽津山町、大宮町、大宮西町、山手町、別名一丁目、別名二丁目、別名三丁目、別名四丁目、別名五丁目、別名六丁目、羽津中一丁目、羽津中二丁目、羽津中三丁目、南いかるが町、緑丘町及び大字羽津の区域 三重郡のうち、朝日町及び川越町の区域
三重県 四日市南警察署	四日市市	四日市市のうち、四日市北警察署及び四日市西警察署の管轄区域を除く区域
三重県 四日市西警察署	三重郡菰野町	四日市市のうち、中野町、まきの木台一丁目、まきの木台二丁目、まきの木台三丁目、小牧町、市場町、高見台一丁目、高見台二丁目、西村町、赤水町、上海老町、下海老町、あがたが丘一丁目、あがたが丘二丁目、あがたが丘三丁目、平尾町、江村町、北野町、黒田町、智積町、桜町、桜花台一丁目、桜花台二丁目、桜台本町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜新町一丁目、桜新町二丁目、水沢町及び水沢野田町の区域 三重郡のうち、菰野町の区域
三重県 亀山警察署	亀山市	亀山市の全区域
三重県 鈴鹿警察署	鈴鹿市	鈴鹿市の全区域
三重県 津警察署	津市	津市のうち、津南警察署の管轄区域を除く区域
三重県 津南警察署	津市	津市のうち、高茶屋小森町、高茶屋小森上野町、城山一丁目、城山二丁目、城山三丁目、高茶屋一丁目、高茶屋二丁目、高茶屋三丁目、高茶屋四丁目、高茶屋五丁目、高茶屋六丁目、高茶屋七丁目、雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、雲出島貫町、雲出鋼管町、久居東鷹跡町、久居西鷹跡町、久居万町、久居中町、久居幸町、久居旅籠町、久居寺町、久居北口町、久居烏木町、久居明神町、久居藤ヶ丘町、久居元町、久居小戸木町、久居野村町、久居小野辺町、久居井戸山町、久居野口町、久居相川町、久居持川町、久居桜が丘町、久居新町、久居本町、久居二ノ町、須ヶ瀬町、川方町、牧町、新家町、木造町、戸木町、久居射場町、庄田町、森町、久居一色町、中村町、大鳥町、稲葉町、久居緑が丘町一丁目、久居緑が丘町二丁目、榊原町、青葉台一丁目、青葉台二丁目、香良洲町、一志町井生、一志町大仰、一志町石橋、一志町井関、一志町波瀬、一志町八太、一志町片野、一志町小山、一志町其村、一志町庄村、一志町小戸木、一志町新沢田、一志町平生、一志町虹が丘、一志町みのりヶ丘、一志町高野、一志町田尻、一志町日置、一志町其倉、白山町南家城、白山町北家城、白山町藤、白山町二俣、白山町真見、白山町城立、白山町小杉、白山町大原、白山町福田山、白山町川口、白山町二本木、白山町岡、白山町三ヶ野、白山町佐田、白山町中ノ村、白山町南出、白山町上ノ村、白山町垣内、白山町八対野、白山町稲垣、白山町古市、白山町山田野、白山町伊勢見、美杉町竹原、美杉町八手俣、美杉町八知、美杉町太郎生、美杉町三多気、美杉町杉平、美杉町石名原、美杉町川上、美杉町奥津、美杉町丹生俣、美杉町上多気、美杉町下多気及び美杉町下之川の区域
三重県 松阪警察署	松阪市	松阪市の全区域 多気郡のうち、多気町及び明和町の区域

三重県 大台警察署	多気郡大台町	多気郡のうち、松阪警察署の管轄区域を除く区域 度会郡のうち、大紀町の区域
三重県 伊勢警察署	伊勢市	伊勢市の全区域 度会郡のうち、大台警察署の管轄区域を除く区域
三重県 鳥羽警察署	鳥羽市	鳥羽市及び志摩市の全区域
三重県 尾鷲警察署	尾鷲市	尾鷲市及び北牟婁郡の全区域
三重県 熊野警察署	熊野市	熊野市のうち、紀宝警察署の管轄区域を除く区域
三重県 紀宝警察署	南牟婁郡紀宝町	熊野市のうち、紀和町花井、紀和町小船、紀和町楊枝、紀和町和気、紀和町楊枝川、紀和町大河内、紀和町湯ノ口、紀和町小川口、紀和町木津呂、紀和町板屋、紀和町小栗須、紀和町大栗須、紀和町矢ノ川、紀和町丸山、紀和町赤木、紀和町長尾、紀和町平谷及び紀和町小森の区域南牟婁郡の全区域
三重県 伊賀警察署	伊賀市	伊賀市のうち、名張警察署の管轄区域を除く区域
三重県 名張警察署	名張市	名張市の全区域 伊賀市のうち、比土（一般国道百六十五号以南の区域に限る。）、阿保、青山羽根、伊勢路、老川、岡田、奥鹿野、柏尾、勝地、川上、川上一丁目、川上二丁目、川上三丁目、北山、桐ヶ丘一丁目、桐ヶ丘二丁目、桐ヶ丘三丁目、桐ヶ丘四丁目、桐ヶ丘五丁目、桐ヶ丘六丁目、桐ヶ丘七丁目、桐ヶ丘八丁目、霧生、腰山、下川原、高尾、瀧、種生、寺脇、福川、別府、妙楽地及び諸木の区域

備考 この表に掲げる管轄区域は、平成十八年七月十一日現在における行政区画その他の区域又は道路によつて表示されたものとする。

一部改正〔昭和四一年条例三四号・四三年二九号・四五年二三号・四九年四三号・五一年五六号・五二年二一号・五三年四六号・五七年二九号・五八年一三号・六二年三三号・平成三年二八号・四年三六号・八年三四号・一五年四八号・一六年四五号・一七年三一号・一〇一号・一八年三九号・八一号〕